

下記の業務について、公募型簡易プロポーザルに係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和元年5月14日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

福利厚生相談窓口総務事務業務委託

(2) 業務内容等

静岡県職員の福利厚生相談窓口における総務事務

(3) 委託価格の限度額

10,503,071円（税込）うち令和元年度限度額7,126,615円（税込）

2 業務期間

令和元年7月1日から令和2年6月30日

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の一般業務委託競争入札参加資格において、「総務事務」の営業種目について競争入札参加資格を有し、主要取扱業務に、事務機器操作、ファイリングを含む者であること。
- (3) 静岡市内に本社又は営業の拠点を有する者であること。
- (4) 営業年数が10年以上であること。
- (5) 平成29年度以降の官公庁等契約実績の個別契約の最大契約額が900万円以上であること。
- (6) 静岡県の一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 次のアからカのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき審査を行うものとする。

5 手続等

(1) 担当

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

経営管理部行政経営局福利厚生課互助共済班

電話 054-221-2026

(2) 仕様書及びプロポーザル要領の配布

ア 交付期間 公告の日から令和元年5月28日（火）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所 上記(1)に同じ。

(3) 提出書類等

ア 意思確認書、参加資格確認申請書等 令和元年5月29日（水）正午必着 郵送又は持参

イ 提案書 令和元年6月7日（金）正午必着 郵送又は持参

ウ 提出場所 上記(1)に同じ。

(4) プレゼンテーション

ア 日時 令和元年6月11日（火）の指定した時間

イ 場所 静岡県庁内の指定した場所

6 その他

(1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細はプロポーザル要領による。

(3) 照会窓口は静岡県経営管理部行政経営局福利厚生課互助共済班（電話番号054-221-2026）とする。

(4) 現場説明会は行わない。